

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第12号

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則の一部を改正する規則

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則（令和5年上越市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のように加える。

オ 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱（令和4年4月1日付け国住生第457号）

カ 子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱（令和5年11月29日付け国住生第224号）

「

こどもエコすまい支援事業

ZEH支援事業

第1号様式中  次世代ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業 を

次世代HEMS実証事業

新潟県版雪国型ZEH支援事業

」

「

こどもエコすまい支援事業

子育てエコホーム支援事業

ZEH支援事業

次世代ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業

次世代HEMS実証事業

に改める。

地域型住宅グリーン化事業

LCCM住宅整備推進事業

新潟県版雪国型ZEH支援事業

」

第2号様式及び第5号様式中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。